

(表)

8.6 センチメートル	
5.4 センチメートル	第 号
	写 真
	日 本 国
	官職
	氏名
	生年月日 年 月 日
	民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律第12条第1項 の規定により適用する航空法第134条第3項の立入検査員証
	国土交通大臣 印
	年 月 日 発行
	年 月 日限り有効
民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律抜粋	
(航空法の特例)	
第12条 地方管理空港運営権者が地方管理空港特定運営事業を実施する場合における航空法の規定の適用については、同法第47条第1項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年法律第67号）第11条第2項に規定する地方管理空港運営権者（以下「地方管理空港運営権者」という。）」と、「当該施設」とあるのは「、空港及び同法第2条第5項第2号に規定する空港航空保安施設のうち、当該地方管理空港運営権者が実施する同条第6項に規定する地方管理空港特定運営事業に係るもの」と、同条第3項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第47条の2第1項及び第3項並びに第47条の3第1項中「空港の設置者」とあるのは「地方管理空港運営権者」と、同法第47条の2第2項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「地方管理空港運営権者が遵守すべき」と、同法第48条ただし書中「管理すべきこと」とあるのは「管理し、若しくは地方管理空港運営権者が管理するために必要な措置を講ずべきこと」と、同法第131条の2の5第1項及び第2項中「空港等の設置者」とあるのは「地方管理空港運営権者」と、同条第1項中「当該空港等」とあるのは「当該空港」と、同法第134条第1項第4号中「空港等又は航空保安施設の設置者」とあるのは「空港等若しくは航空保安施設の設置者又は地方管理空港運営権者」とする。	
2 地方管理空港運営権者が第2条第6項第2号に掲げる事業を含む地方管理空港特定運営事業を実施する場合における航空法の規定の適用については、同法第54条中「航空保安施設の設置者」とあるのは「地方管理空港運営権者」と、同法第148条の2中「航空保安施設の設置者」とあるのは「地方管理空港運営権者の役員又は職員」とする。	
5.4 センチメートル	

(裏)

航空法抜粋

(報告徴収及び立入検査)

第 134 条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品等の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業、危害行為の防止、無人航空機の所有若しくは使用、無人航空機の飛行若しくは設計、製造、整備、改造若しくは検査、無人航空機の装備品若しくは部品の設計、製造、整備若しくは改造、無人航空機操縦者の講習若しくは知識及び能力の判定又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。

- (1) 航空機又は装備品等の設計、製造、整備、改造又は検査をする者
 - (2) 国土交通大臣の指定を受けた航空従事者の養成施設の設置者
 - (3) 指定航空身体検査医
 - (4) 空港等又は航空保安施設の設置者
 - (5) 航空従事者
 - (6) 操縦技能審査員
 - (7) 航空運送事業又は航空機使用事業を営業者
 - (8) 前号に掲げる者以外の者で航空機を使用するもの
 - (9) 航空旅客取扱施設の管理者
 - (10) 第 131 条の 2 の 2 第 2 項第 6 号の国土交通省令で定める者
 - (11) 危険物等所持制限区域の管理者
 - (12) 保安検査を行う者
 - (13) 保安検査業務受託者
 - (14) 預入手荷物検査を行う者
 - (15) 預入手荷物検査業務受託者
 - (16) 無人航空機の所有者、使用者若しくは飛行を行う者、無人航空機の設計、製造、整備、改造若しくは検査をする者又は無人航空機の装備品若しくは部品の設計、製造、整備若しくは改造をする者
 - (17) 指定試験機関
 - (18) 登録講習機関
 - (19) 登録更新講習機関
 - (20) 航空運送代理店業を営業者
- 2 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、前項各号に掲げる者の事務所、工場その他の事業場、空港等、航空保安施設を設置する場所、空港等若しくは航空保安施設の工事を行う場所、航空機若しくは無人航空機の所在する場所又は航空機に立ち入つて、航空機、航空保安施設、無人航空機、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第 2 項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(立入検査の拒否等の罪)

第 158 条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、100 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 47 条第 3 項又は第 134 条第 2 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (2) 第 134 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (3) 第 134 条第 2 項の規定による質問に対して虚偽の陳述をしたとき。

航空法施行規則抜粋

(職権の委任)

第 240 条

2 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。

- (7) 法第 134 条第 1 項又は第 2 項の規定による権限

第 240 条の 2

3 前条第 2 項第 5 号及び第 7 号の権限は、空港事務所長も行うことができる。